

株主提案

第3号議案 定款一部変更の件 (1)

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力発電からの撤退（発電方式の選択）

第45条 本会社は原子力による発電方式の利用は行わない。

第46条 本会社が所有する原子力発電設備は国に譲渡する。

◎◎◎提案の主旨説明◎◎◎

説明者 関根 達夫

◎私は北海道電力の株主であるよりも前に、北海道の住民であります。  
一民間会社の利益が、住民の安全・安心を脅かしてはなりません。  
住民の安全・安心こそ最優先すべき選択肢であると考えています。

2011年3月の 東日本大震災により、福島第一原発は大爆発を起こし、大量の放射能を  
大気中に放出し、大地と海を汚染しました。

それから2年経っても、事故原因すら明らかにできず、  
今なお、4号炉の 使用済み核燃料プールは、爆発の危険性があり、放射能を垂れ流して  
いる状況です。

電力の一部を担っていた原発の事故により、15万人もの人々が、ふる里を追われ、家庭  
の絆を失い、それまでの生活の基盤を、根底から奪われました。

町も田畑も森も海も 放射能に汚染され、多くの人々が暮らしていた国土を 失いまし  
た。

そして、あの巨大な東電ですら 実質的倒産状況に陥っています。

◎昨年2012年2月に開かれた「泊原発の廃炉をめざす訴訟」 第1回公判において、  
北電は、「原発を含めあらゆる科学技術は絶対的に、安全だとは言えない」と答弁してい  
ます。

さらに「科学技術は これまで事故をくり返して発展してきたんだ。新たに事を始める  
に当たって「比較衡量」をおこない、メリット・デメリットを 秤（はかり）にかけて、メ  
リットの多い方を選択してきたんだ」と述べています。

その「比較衡量」に当たって、前に述べたような 測り知れない無限大のデメリットを 直  
視することなく 過少に評価し、限られたメリットしかない 原発の効用を 過大に評価し

ていたことが疑われます。

「社会的効用のあるもの」を 享受するかどうかの選択権は 私達道民にあります。 私たちは、原発の危険性を受け入れるかどうかの 選択権を持っています。

◎福島第一原発事故は、原発という巨大システムが、実はいとも簡単に壊れることを 白日のもとに晒しました。

原子炉本体に異常が無くても、冷却装置のどこかが止まったり、細い細管の一つが壊れただけでも、原発は危険な状態に陥ります。

原発事故の恐ろしさは、他の事故と違い、生活も環境も事故以前の 元の状態に戻せないということにあります。

◎泊原発は、▲福島第一原発よりも危険です。

北海道の西の端にある泊原発が 事故を起こせば、放射性物質は西風によって札幌, 恵庭, 千歳, 苫小牧, そして全道を汚染し、北海道は、人も生物も棲めなくなります。

日本は世界に冠たる地震国であり、海岸には大津波の跡があちこちにあります。

泊原発が面する日本海には 3000mという深い海底があり、複雑な海底地形や活断層の存在が明らかにされてきました。

地震は予知不能です。いつどこで起きるのか分からない 時限爆弾です。

◎チェルノブイリ原発事故から 25 年、「ウクライナ政府報告書」には、甲状腺疾患、白内障、心筋梗塞、膠原病、慢性気管支炎などの発症が 記載されています。

さらに、事故後に生まれた子供たちの 78%が それらの疾患に侵されています。 国の未来を築く子供達であります。

このことは、福島原発事故の今後の姿を示しています。

◎1.原発を続けるメリットは何もありません。

2.原発はもっとも危険で、もっとも効率が悪く、もっとも高くつき、地球規模で環境を汚染します。

3.原発は地球環境と生態系を破壊します。

4.原発事故が起きれば人間の手に負えません。

5.原発が他の発電方法と決定的に違うことは、作業員の被曝という犠牲で維持され、生存権を踏みにじり、未来永劫に 毒物を出し続ける点にあります。

原発は単なる電力の問題ではありません。原発と命の尊厳は共存できません。

泊原発を廃炉にし、再生可能エネルギーの利用等に 変換していくべきと考えます。

原発を廃炉にすると、今まで資産としていた原発関連設備が、一転して莫大な不良債権と化し 経営を圧迫することになります。

国策によって進められた原発関連設備は、国家に譲渡して、経営の圧迫要因を排除すべきです。

我が社が、再生可能エネルギーを 大規模に導入することにより、我が社の業績を回復し、株価が値上がりし、配当が出るようになることを願っております。

## 第4号議案 定款一部変更の件 (2)

### ▼議案の内容

以下の章を新設するよう求めます。

### 第9章 役員報酬の個別開示

第47条 個々の取締役の報酬、賞与その他、職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は遅滞無く公表する。

説明者 マシオン 恵美香

### ▼提案の理由

株主は、役員を選任を行って、取締役には会社の経営を監査役には会計ならびに業務の監査を委託しています。委任内容と報酬が見合っているか個人別に判断する必要があり、取締役会には「役員の報酬額が適切なものであったか否か」を株主に説明し、判断材料を提供する責務があります。

電力は現代生活には必要不可欠なものであり、電気事業そのものが公益性を問われる性質を持っているのですから、事業報告内容の透明性、妥当性に加え、「ライフラインである電力の使用を安定的かつ安価に維持する約束」が、北海道電力に求められています。

今期は、消費者である道民に節電をお願いして、精神的、実質的負担をかけながら、会計事業報告の実績では減収になることや、長年にわたって積み上げてきた原子力関連予算に関する固定的で多額な出費によって、特に、この5年は泊原発3号機建設の巨額な維持コストによって事業内容が圧迫されていることから、前以て赤字決算になることは試算できていたにもかかわらず、決算後に突然、電力料金の値上げを申請をするということは、消費者の努力を裏切り、自ら自社への信頼を傷つける行為で、取締役がその責任を問われることは至極当然のことです。

加えて北海道電力は当期、経営不振を理由に株主に対しても納得できる配当をしていません。政府関係機関からもコスト削減努力として、この項目に対する支出額の見直しが指導されているというのに、今期の取締役会が示した役員賞与額は、いまだ高額で、一般庶民の感覚とはかけ離れた額であり、これをもって「反省とコスト削減努力の信憑性を高めるとは認めがたい内容」であり、会社側が主張する「職務に忠実に取りんだ」とは到底認められないレベルです。本来、赤字決算を導いた責任は歴代の役員にあるといわざるを得ず、過去に遡って報酬を返上するよう求められてしかるべきでしょう。

今期は取締役自身が痛みを感じる額を会計報告に記すべきです。

また、取締役個人々人に対する報酬・賞与の減額後の金額を明らかにするよう求めます。